

平成30年10月5日

株式会社ギミックパターンに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」といいます。）に対し、平成30年3月26日に東京都が行った景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を踏まえ、同社が供給する「エクスレッグスリマー」と称するストッキング、「エクスグラマー」と称するブラジャー、「エクスレーヴ」と称するショーツ及び「エクスレンダー」と称するブラ付きタンクトップに係る表示について、それぞれ、同法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添1ないし別添4参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ギミックパターン（法人番号 6011001112034）
所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目31番21号ヴィアレット原宿202
代表者 代表取締役 小川 三郎
設立年月 平成28年7月
資本金 500万円（平成30年9月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

- ア 「エクスレッグスリマー」と称するストッキング（以下「本件ストッキング」という。）
- イ 「エクスグラマー」と称するブラジャー（以下「本件ブラジャー」という。）
- ウ 「エクスレーヴ」と称するショーツ（以下「本件ショーツ」という。）
- エ 「エクスレンダー」と称するブラ付きタンクトップ（以下「本件ブラ付きタンクトップ」という。）

(2) 課徴金対象行為

- ア 表示媒体
自社ウェブサイト
- イ 優良誤認表示

(ア) 表示内容

- a 本件ストッキング（別紙1）

別表1-1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ストッキングを着用するだけで、容易に著しく脚が細くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- b 本件ブラジャー（別紙2）

別表2-1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ブラジャーを着用するだけで、容易に著しい豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- c 本件ショーツ（別紙3）

別表 3-1 「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ショーツを着用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

d 本件ブラ付きタンクトップ (別紙 4)

別表 4-1 「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ブラ付きタンクトップを着用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際

前記(ア)の表示について、当庁は、景品表示法第 8 条第 3 項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 有利誤認表示

(ア) 表示内容

前記(イ)の商品について、それぞれ、別表 1-2、別表 2-2、別表 3-2 及び別表 4-2 「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり、実際の販売価格を上回る「通常価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトにおける通常の実売価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際

「通常価格」と称する価額は、それぞれ、ギミックパターンが任意に設定したものであって、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。

(3) 課徴金対象期間

ア 本件ストッキング

平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 4 月 11 日までの間

イ 本件ブラジャー

平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 4 月 11 日までの間

ウ 本件ショーツ

平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 11 日までの間

エ 本件ブラ付きタンクトップ

平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 4 月 11 日までの間

(4) 景品表示法第 8 条第 1 項ただし書に該当しない理由

ギミックパターンは、前記(イ)の商品について、それぞれ、前記(2)イ(ア)ないし d の表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、また、「通常価格」と称する価額により販売された実績がないことを認識した上で、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要 (課徴金の額)

ア 本件ストッキング

ギミックパターンは、平成31年5月7日までに、2387万円を支払わなければならない。

イ 本件ブラジャー

ギミックパターンは、平成31年5月7日までに、892万円を支払わなければならない。

ウ 本件ショーツ

ギミックパターンは、平成31年5月7日までに、2892万円を支払わなければならない。

エ 本件ブラ付きタンクトップ

ギミックパターンは、平成31年5月7日までに、2309万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9233

ホームページ：http://www.caa.go.jp/

本件ストッキング

表示期間	表示内容
平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「履くだけでこの変化！」と記載し、人の脚部を比較した画像を掲載 ・ 「必要なのは着けて寝るだけ！脚がどんどん細くなる魔法のストッキング！コンプレックスを解消した女性からの『ありがとう』が止まりません！簡単本格脚やせなら『エクスレッグスリマー』すれ違いざまに男性に振り向かれる！ほっそりカモシカ脚を楽々ゲット！」 ・ 「このストッキングをつけて寝るだけでカラダが激変！！脂肪燃焼して、ほっそり脚をしっかりキープ 必要なのは女性であること、ただそれだけ。余分な脂肪は加圧効果で完全燃焼！桐谷〇玲のようなスラッとしたモデル脚があなたのものに！男性を虜にしてしまうモテモテの極上美脚をゲット！！」 ・ 人の脚部を比較した画像を掲載し、「エクスレッグスリマーっていうの履いて寝ただけで1週間で脚めっちゃ細くなったw 超簡単w」と記載 ・ 「脚が太くて悩んでいたKさんの場合（19歳）」と記載し、「毎日履いて寝るだけで... この変化！」と記載した上で、人の脚部を比較した画像を掲載 ・ 「1カ月履いた時の太ももサイズ変化 脚が細くなった実感度は？ マイナス1～3センチ 11% マイナス4～6センチ 39% マイナス7～10センチ 35% マイナス11センチ以上 13% 変化なし 2% 実に・・・5センチ以上脚を細くすることに成功！」 ・ 「エクスレッグスリマーは、脚のつぼを刺激し、血流アップ、脂肪燃焼をするように徹底的に研究！」 ・ 「1. 加圧脂肪燃焼効果！ 独自開発の特殊構造が脚を加圧し、脂肪燃焼します。履いているだけでモデル脚に近づけます。 2. 老廃物排出効果 脚のリンパ節を刺激し、老廃物を排出することで、脚を細くします。 3. むくみ・セルライト解消効果！ 加圧効果により血液の流れもよくなることでむくみ・セルライトも解消されます。」

本件ストッキング

表示期間	表示内容
平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="502 376 1236 454">・ 5着セット+1着プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円(税別)<li data-bbox="502 472 1236 551">・ 3着セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円(税別)<li data-bbox="502 568 1236 647">・ 1着のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円(税別)

本件ブラジャー

表示期間	表示内容
平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要なのは着けて寝るだけ！バストがぐんぐん大きくなる魔法ブラ！コンプレックスを解消した女性からの『ありがとう』が止まりません！簡単本格バストケアなら『エクスグラマー』男性から好かれるふっくらおわん型バストへ」 ・ 「このナイトブラをつけて寝るだけでカラダが大変身！！『集めて→寄せて』しっかりキープ 必要なのは女性であること、ただそれだけ。体の余分な脂肪も勝手にバストに！くっきり谷間、ふっくら下乳、ツンと上を向いたハリのあるバストがあなたのものに！サイズ・形・やわらかさ 男性を虜にってしまうモテモテの極上のマシュマロおっぱいへ！」 ・ 「胸が小さくて悩んでいたTさんの場合（22歳・Aカップ→Dカップ）」と記載し、「毎日つけて寝るだけで... 1週間後、胸がきつくなってきた！2週間後、下着屋に行くと1カップアップしてた！1か月後、Aカップ→Cカップに！2か月後、Dカップに！」と記載 ・ 「1か月つけた時のカップ数アップ結果 カップ数アップ実感度は？ <ul style="list-style-type: none"> ↑1カップUP 15% ↑2カップUP 33% ↑3カップUP 32% ↑4カップ以上 13% →変化なし 2% <p>実に・・・80%以上の方が2カップ以上アップすることに成功！」</p> ・ 「6. 豊乳をもたらす5つのツボを寝ている間に刺激！ <ol style="list-style-type: none"> ① 腋腋（えんえき） <p>脇の下、バストトップから脇側に10cmのところであり、血流を促進させ体温を上昇し、体を温めバストが育ちやすい環境を整えます。</p> ② 乳根（にゅうこん） <p>バストトップから指2本分下であり、女性魅力成分、リンパの流れを活性化します。</p> ③ 中府（ちゅうふ） <p>鎖骨の端から指2本分下であり、リンパの流れを活性化、老廃物を排泄します。</p> ④ 壇中（だんちゅう） <p>両胸の中間にあり、女性魅力成分を活性化し美肌効果もあります。</p> ⑤ 天溪（てんけい） <p>両胸のわき、バストトップと同じ高さであり、乳腺を発達させバストをふんわりアップします。」</p>

本件ブラジャー

表示期間	表示内容
平成28年9月 1日から平成2 9年12月20 日までの間	<ul style="list-style-type: none">・ 5枚セット+1枚プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円(税別)・ 3枚セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円(税別)・ 1枚のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円(税別)

本件ショーツ

表示期間	表示内容
平成29年2月1日から同年12月20日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「着けて寝るのが新習慣！お腹を『スッキリ』に導く魔法の骨盤ショーツ！ズン胴体型、幼児体系を解消した女性からの『ありがとう』が止まりません！簡単本格くびれ痩せなら『エクスレーヴ』。どんなシチュエーションでも男性から愛される！ ボンキュッボンのくびれを楽々ゲット♪」 ・ 「これを履いて、普段通り生活するだけで、カラダが激変！？ゆがんだ骨盤を整えて、身体内部からリセット！！男性がメロメロになってしまう、モテモテボディをゲット！！」 ・ 人の脚部を比較した画像を掲載し、「この骨盤ショーツ2週間履いてたら、体がすっきりしたんだけどw やばくない？ 超簡単w」と記載 ・ 「1カ月履いた時の体重変化 1か月履いて、体重はどのくらい変化しましたか？ <ul style="list-style-type: none"> ↓5～10kg 42% ↓1～4kg 34% ↓11kg以上 22% →変わらない・増えた 2% 実に、98%の方が効果を実感！！ ・ 「エクスレーヴは、人間の骨盤の位置と加圧の関係を徹底分析！骨盤を正しい位置に戻すように適切な圧力をかけることが可能です。」 ・ 「2. 脚痩せケア <p>脚が太くなってしまう原因は、下半身のめぐりがよくないから。骨盤が正しい位置に戻ると下半身のめぐりが良くなり、脚にたまった不要なおデブ成分や無駄な成分も体外へ排出されます。」</p> ・ 「3. ぽかぽかケア <p>骨盤がケアされることにより、基礎代謝があがり、普段と同じ生活をしていてもよりカロリーが消費されるように。履き続けることでキュッとしやすい体になります。」</p>

本件ショーツ

表示期間	表示内容
平成29年2月1日から同年1月20日まで の間	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="499 376 1238 456">・ 5着セット+1着プレゼント+送料無料 通常価格9900円→特別価格19800円(税別)<li data-bbox="499 472 1238 553">・ 3着セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円(税別)<li data-bbox="499 568 1238 649">・ 1着のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円(税別)

本件ブラ付きタンクトップ

表示期間	表示内容
平成29年8月1日から同年12月20日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「着ただけでこの変化！？ブヨブヨでだらしのないお腹だった私。けど、これを毎日普段のインナーから『お着替え』しただけでキュッと引き締まりました！」 ・ 「これを着て、普段通り生活するだけで、体幹が鍛えられ、カラダが引き締まる！？基礎代謝が上がることで脂肪を燃焼！体幹を整えて、身体の内部からリセット！男性がメロメロになってしまう、モテモテボディをゲット！！」 ・ 「ネットで見つけたこのブラトップ下着代わりに2週間着てただけで、6キロ体重落ちただけどw やばくない？ 超簡単w」 ・ 「1カ月着た時の体重変化 1カ月着た時の体重はどのくらい変化しましたか？ <ul style="list-style-type: none"> ↓マイナス5～10kg 45% ↓マイナス1～4kg 32% ↓マイナス11kg以上 22% →変わらない・増えた 1% 実に、99%の方が効果を実感！」 ・ 「安全効果測定試験での驚愕の実証データがこちらです。」と記載し、「年代別基礎代謝量の比較」というグラフを掲載した上で、「着用時するにつれて、体幹トレーニング効果で基礎代謝量も上がり、脂肪が燃焼しやすいカラダに！」と記載 ・ 「エクスレンダーは、人間の体幹の位置と加圧の関係を徹底分析！普段のインナーをエクスレンダーに替えるだけで体幹を自然に刺激し、適切な圧力をかけ鍛えることが可能です。」 ・ 「3. お腹引き締め効果 <p>だらしのないお腹になってしまう原因は、お腹に脂肪がついているのと、姿勢が悪くなっているから。体幹が鍛えられると筋肉量が増えることで基礎代謝がよくなり、お腹の脂肪を燃焼することが可能。さらに、体幹が鍛えられると姿勢が自然と、モデルみたいに良くなります。」</p> ・ 「4. 脂肪燃焼効果 <p>体幹を鍛え、筋肉量が増えることにより基礎代謝があがり、普段と同じ生活をしていてもよりカロリーが消費されるように。着ているだけで痩せやすい体になります。」</p> ・ 「6. くびれ効果 <p>インスタを見ていると、水着できれいなくびれのモデルや芸能人をよく見かけますよね。エクスレンダーを着て体幹を鍛えることで姿勢が良くなり、お腹の脂肪も燃焼し自然とくびれができてきます。」</p>

本件ブラ付きタンクトップ

表示期間	表示内容
平成29年8月 1日から同年1 2月20日まで の間	<ul style="list-style-type: none">・ 5着セット+1着プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円(税別)・ 3着セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円(税別)・ 1着のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円(税別)

大人気「エクス」シリーズの最新作!

履くだけで
この変化!



※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

2017年、もっとも簡単に
脚を細くする方法として

話題沸騰中!

\\「スラッとした“モデル脚”を手に入れた女性専用\\

エクスレッグスリマー

加圧式脂肪燃焼ストッキング



必要なのは着けて寝るだけ！
脚がどんどん細くなる魔法のストッキング！
コンプレックスを解消した女性からの「ありがとう」が止まりません！
簡単本格脚やせなら「エクスレッグスリマー」
すれ違いざまに男性に振り向かれる！
ほっそりカモシカ脚を楽々ゲット！

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

モデル
線の脚を
手に入れたい!!



加圧式脂肪燃焼ストッキング

エクスレッグスリマー

5着セット+1着プレゼント+**送料無料**

通常価格 99000円 → 特別価格 **19800円** (税別)

購入する

替え用
が欲しい!!



加圧式脂肪燃焼ストッキング

エクスレッグスリマー

3着セットで**送料無料**

通常価格 59400円 → 特別価格 **11880円** (税別)

購入する

一番
オトク!

まずは
お試し!



加圧式脂肪燃焼ストッキング

エクスレッグスリマー

1着のみ **送料800円**

通常価格 19800円 → 特別価格 **3960円** (税別)

購入する

※91%以上の方が替え用に3着以上を購入されています。
※毎日洗濯して使っていただく事をおすすめしております。

\\ 安心してください!! \\

どんなに太くても…

どんなに
セルライトがあっても…

どんなに筋肉質でも…

どんなに
むくんでいても…



このストッキングをつけて寝るだけで

カラダが激変!!

**脂肪燃焼して、
ほっそり脚をしっかりとキープ**





必要なのは女性であること、
ただそれだけ。
余分な脂肪は加圧効果で完全燃焼!
桐谷○玲のようなスラッとした
モデル脚があなたのものに!
**男性を虜にしてしまう
モテモテの極上美脚を
ゲット!!**



[Redacted name]

フォローする

いいね! 9,648件

1日前

エクスレッグスリマーっていうの履いて寝ただけで1週間で脚めっちゃ細くなったw超簡単w

#ダイエット #簡単 #脚痩せ #寝ただけ

コメント512件をすべて表示

すごい!
なんていう商品ですか?
買いたい!
どこで売ってますか?
いいなー
はくだけ??
1週間とか驚異的です!
ほんとだ、細くなってるし😊😊😊
こんなことあるんだ〜

。。。

エクスレッグスリマー

加圧式脂肪燃焼ストッキング

サクセスストーリー

脚が太くて悩んでいたKさんの場合 (19歳)

中学生の頃から気になりだした太い脚...

「大根」と呼ばれ男子からかわれていた毎日...

ミニスカートを履いてお洒落をしたくてもできない...

彼氏にもっと好きになってもらいたい...

集合写真で自分一人太い脚を見て幻滅...

そんなある日、たまたまネットで

この加圧式脚やせストッキング

「エクスレッグスリマー」を発見しました。

注文後、2日後には届き、

さっそくその日の夜から着用。

毎日履いて寝るだけで...

この変化！





- ♥️ズボンやワンピースで脚を隠す必要ない！
- ♥️人生初の膝上20センチのミニスカデビュー！
- ♥️スタイル良くなりオシャレが決まる！
- ♥️長年の悩みが解消されて、外も自信をもって歩ける！
- ♥️好きな男性にも積極的にアプローチ！

ハズせない！...

もう！最高の気分！！

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

1カ月履いた時の太ももサイズ変化



他社製品とはここが違います!

他社製品はただ締め付けがきついただけ、
ということがよくあります。

エクスレッグスリマーは、**脚のつぼを刺激し、**
血流アップ、脂肪燃焼をするように徹底的に研究!

※効果の感じ方には個人差があります。
効果効能を保証するものではありません。



徹底的に分析された加圧構造



エクスレッグスリマー 人気のヒミツ

加圧式脂肪燃焼ストッキング

\\ 1. 加圧脂肪燃焼効果! //



独自開発の特殊構造が脚を加圧し、脂肪燃焼します。履いているだけでモデル脚に近づけます。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

\\ 2. 老廃物排出効果! //



脚のリンパ節を刺激し、老廃物を排出することで、脚を細くします。



※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

\\ 3. むくみ・セルライト解消効果! //



加圧効果により
血液の流れもよくなることで
むくみ・セルライトも
解消されます。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

これら3つの科学的
アプローチにより、
あなたの脚は必然的に
細く美しくなるのです。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

AA~Cカップの「バストのサイズアップをしたい方」専用!



貧乳に悩める
女子の救世主

育乳ナイトブラ
エクスグラマー

必要なのは着けて寝るだけ!

バストがぐんぐん大きくなる魔法ブラ!
コンプレックスを解消した女性からの「ありがとう」が止まりません!
簡単本格バストケアなら「エクスグラマー」
男性から好かれるふっくらおわん型バストへ

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

3
カップ以上
大きくしたい



+

育乳ナイトブラ
エクスグラマー

5枚セット+1枚プレゼント+**送料無料**

通常価格 99000円 → 特別価格 **19800円** (税別)

購入する

2
カップ
アップしたい



育乳ナイトブラ

エクスグラマー

3枚セットで **送料無料**

通常価格 59400円 → 特別価格 **11880円** (税別)

購入する **一番
オトク!**

1
カップ
アップしたい



育乳ナイトブラ

エクスグラマー

1枚のみ **送料800円**

通常価格 19800円 → 特別価格 **3960円** (税別)

購入する

※87%以上の方が替え用に 3枚以上を購入されています。

\\ 安心してください! \\

どんなに小さくても...

どんなに離れていても...

どんなに垂れていても...



このナイトブラをつけて寝るだけで
カラダが大変身!!



「集めて➡寄せて」
しゅかりカープ



必要なのは女性であること、
ただそれだけ。
体の余分な脂肪も勝手にバストに!
くっきり谷間、ふっくら下乳、ツンと
上を向いたハリのあるバストが
あなたのものに!
サイズ・形・やわらかさ
男性を虜にってしまうモテモテの
極上のマッシュマロおっぱいへ!

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

3
カップ以上
大きくしたい



育乳ナイトブラ
エクスグラマー

5枚セット+1枚プレゼント+**送料無料**

通常価格 99000円 → 特別価格 **19800円** (税別)

購入する

2
カップ
アップしたい



育乳ナイトブラ
エクスグラマー

3枚セットで**送料無料**

通常価格 59400円 → 特別価格 **11880円** (税別)

購入する 



育乳ナイトブラ

エクスグラマー

サクセスストーリー

胸が小さくて悩んでいたTさんの場合 (22歳・Aカップ→Dカップ)

中学生の頃から一向に大きくなりません...
「まな板」と呼ばれからかわれていた毎日...
友だちと温泉に行きたくても行けない...
彼氏はいるが夜に積極的になれない...
胸の大きい他の女の子に浮気するんじゃないかと心配...
胸が大きくなることで彼にもっと好きになってもらいたい...

そんな彼女は、ある日、たまたまネットで
このブラジャーを発見しました。

注文後、2日後には届き、開けてみると、
フリフリがついていてデザインもかわいい。

ワイヤーも入っていないので
寝ているときも心地良い。

毎日つけて寝るだけで...

1週間後、胸がきつくなってきました！

2週間後、下着屋に行くと1カップアップしてた！

1か月後、Aカップ→Cカップに！

2か月後、Dカップに！



- ♡ パッドもいらない！大きなふくらみ！
- ♡ 人生初のくっきり谷間！
- ♡ スタイル良くなりオシャレが決まる！
- ♡ 長年の悩みが解消されて、外も自信をもって歩ける！
- ♡ 好きな男性にも積極的にアプローチ！
- ♡ 友達と温泉に行くときも恥ずかしくない！

ハズせない…

もう！最高の気分！！

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

1カ月つけた時のカップ数アップ結果

カップ数アップ
実感度は？



実に...
80%以上の方が
2カップ以上アップ
することに成功！

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

5. 就寝中に可能ふんわりマッサージ!



バストのふんわりマッサージを就寝中に可能にしました。
わきの下の腋下リンパ節周辺を刺激することにより巡りがスムーズになり体温が上昇します。
女性の魅力成分の分泌も促します。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

6. 豊乳をもたらす5つのツボを寝ている間に刺激!

① 湧腋(えんえき)

脇の下、バストトップから脇側に10cmのところであり、血流を促進させ体温を上昇し、体を温めバストが育ちやすい環境を整えます。

② 乳根(にゅうこん)

バストトップから指2本分下であり、女性魅力成分、リンパの流れを活性化します。

③ 中府(ちゅうふ)

鎖骨の端から指2本分下であり、リンパの流れを活性化、老廃物を排泄します。

④ 膻中(だんちゅう)

両胸の中間にあり、女性魅力成分を活性化し美肌効果もあります。

⑤ 天溪(てんけい)

両胸のわき、バストトップと同じ高さであり、乳腺を発達させバストをふんわりアップします。

これらの科学的アプローチにより、
あなたのバストは必然的にプルプルで

大人気「エクス」シリーズの最新作!
2017年、もっとも簡単なくびれケアの方法として

話題沸騰中!

幼児体型を卒業して
「メリハリの有る”キュッとしたくびれ”」
を手に入れたい女性専用

EX REVE エクスレーヴ

「着けて寝るのが新習慣」骨盤ケア



着けて寝るのが新習慣!
お腹を「スッキリ」に導く魔法の骨盤ショーツ!
ズン胴体型、幼児体系を解消した女性からの
「ありがとう」が止まりません!
簡単本格くびれ痩せなら「エクスレーヴ」。
どんなシチュエーションでも男性から愛される!
ボンキュッボンのくびれを楽々ゲット♪

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

自分史上
最高のカラダ
を手に入りたい!!



自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア

EX REVE~エクスレーヴ~

5着セット+1着プレゼント+**送料無料**

通常価格 99000円 → 特別価格 **19800円** (税別)

購入する

替え用
が欲しい!!



自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア

EX REVE~エクスレーヴ~

3着セットで**送料無料**

通常価格 59400円 → 特別価格 **11880円** (税別)

購入する

人気
No.1

まずは
お試し!



自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア

EX REVE~エクスレーヴ~

1着のみ **送料800円**

通常価格 19800円 → 特別価格 **3960円** (税別)

購入する

※91%以上の方が替え用に 3着以上を購入されています。
※毎日洗濯して使っていただく事をおすすめしております。

\\そんなあなたへオススメ!\\

EX REVE エクスレーヴ

自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア



これを履いて、普段通り生活
するだけで、カラダが激変!?



ゆがんだ骨盤を整えて、
身体の内部からリセット!!

男性がメロメロに
なってしまう





※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。



※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

自分史上
最高のカラダ
を手に入れたわ!!

自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア
EX REVE~エクスレーヴ~
5着セット+1着プレゼント+**送料無料**
通常価格 99000円 → 特別価格 **19800円** (税別)

購入する

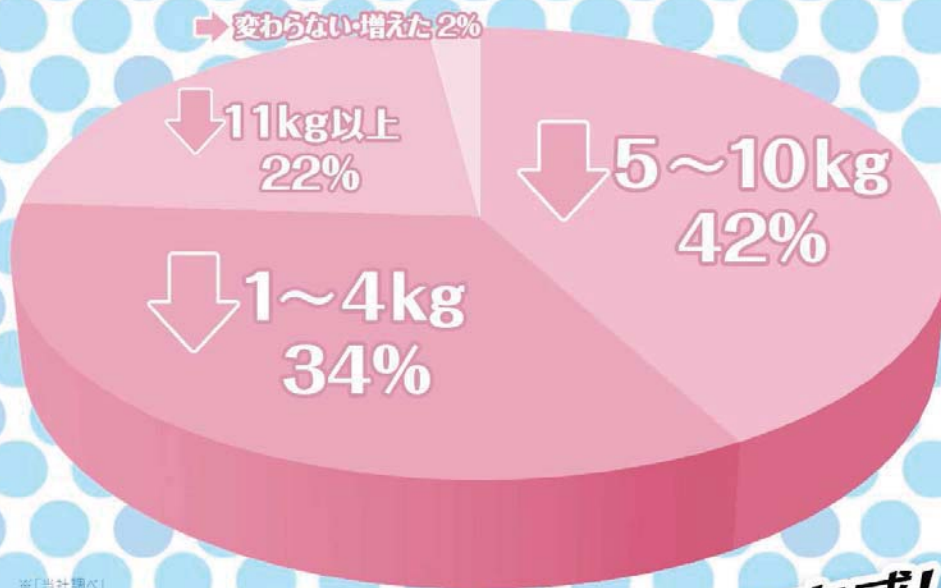
替え用
が欲しい!!

自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア
EX REVE~エクスレーヴ~
3着セットで**送料無料**
通常価格 59400円 → 特別価格 **11880円** (税別)

購入する **人気 No.1**

1カ月履いた時の体重変化

1か月履いて、体重は
どのくらい変化しましたか？

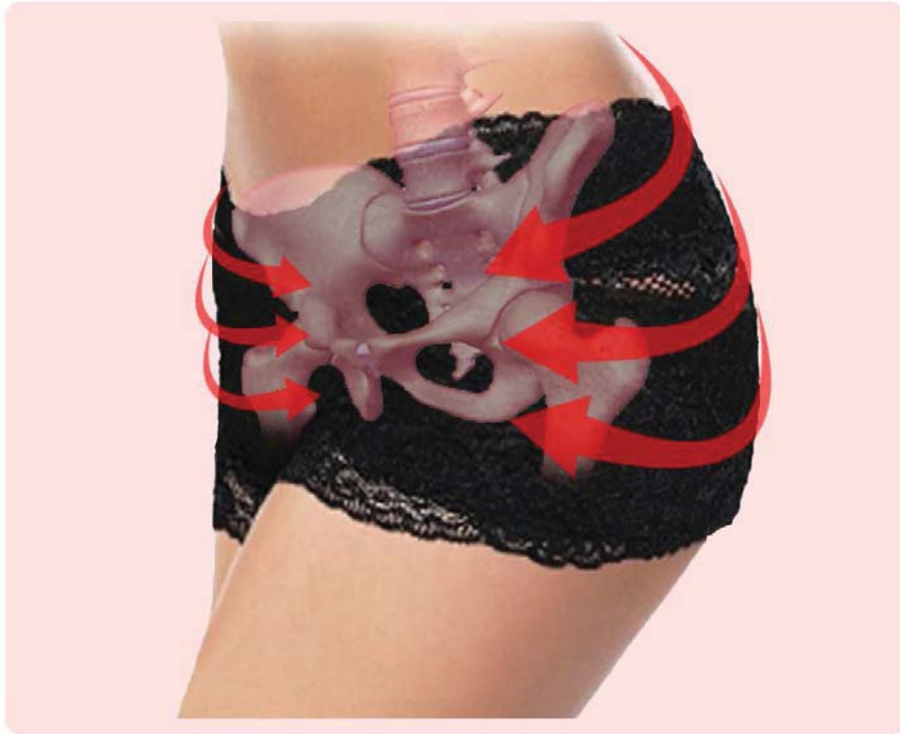


※[当社調べ]
※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

実際に、**98%**の方が効果を実感!

EX REVE~エクスレーヴ~は、人間の体を徹底分析し開発!

他社製品はただ小さく作られていて
締め付けがきつだけ、ということがあります。
エクスレーヴは、人間の骨盤の位置と加圧の関係を徹底分析!
骨盤を正しい位置に戻すように
適切な圧力をかけることが可能です。



研究期間5年半、総開発費2億円以上かけて開発された
のが、エクスレーヴなのです!

EX REVE エクスレーヴ

自宅で簡単「履くだけ」骨盤ケア

が愛される6つの理由

1. 骨盤ケア

4. ボディケア効果

2. 脚痩せケア

5. くびれケア

3. ぽかぽかケア

6. 脚線美ケア

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

1. 骨盤ケア



計算されつくした圧力により、ゆがんだ骨盤をケアします。骨盤は体の中心に位置し、ゆがんでいると全身の不具合をもたらします。エクスレーヴを履いていると正しい位置にリセット可能です。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

2. 脚痩せケア



脚が太くなってしまう原因は、下半身のめぐりがよくないから。骨盤が正しい位置に戻ると



下半身のめぐりが良くなり、
脚にたまった不要な
おデブ成分や無駄な成分も
体外へ排出されます。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

3. ぽかぽかケア //



骨盤がケアされることにより、
基礎代謝があがり、
普段と同じ生活をしていても
よりカロリーが消費される
ように。
履き続けることでキュッと
しやすい体になります。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

4. ボディケア //



骨盤の位置が整うと、
姿勢が良くなります。
猫背の悩みも解消。
また、姿勢が良くなることで
肩のガツキガツキな悩みを
ケアします。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

5. くびれケア //



モデルや芸能人は、

**努力は苦手!
でも、楽しくスリム体型を手に入れたい!!**

そんなあなたへ!

着ただけで
この変化!?

ブヨブヨでだらしない
お腹だった私。けど、これを
毎日普段のインナーから
「お着替え」しただけで
キュッと引き締まりました!

※効果の感じ方には個人差があります。
効果効能を保証するものではありません。



自宅で簡単「着るだけ」体幹トレーニング

EX SLENDER エクスレンダー

加圧式燃焼ブラトップ





自分史上
最速のワラタ
お手に入りたい!!

自宅で簡単「着るだけ」体幹ケア
EX SLENDER〜エクスレンダー〜

5着セット+1着プレゼント+**送料無料**

通常価格 99000円 → 特別価格 **19800円** (税別)

購入する

替え用
本欲しい!!

自宅で簡単「着るだけ」体幹ケア
EX SLENDER〜エクスレンダー〜

3着セットで**送料無料**

通常価格 59400円 → 特別価格 **11880円** (税別)

購入する 一番
オトク!

おすは
お試し!

自宅で簡単「着るだけ」体幹ケア
EX SLENDER〜エクスレンダー〜

1着のみ **送料800円**

通常価格 19800円 → 特別価格 **3960円** (税別)

購入する

※91%以上の方が替え用に3着以上を購入されています。
※毎日洗濯して使っていただく事をおすすめしております。

\\そんなあなたへオススメ!\\

自宅で簡単「着るだけ」体幹トレーニング

EX SLENDER エクスレンダー

加圧式燃焼ブラトップ



これを着て、普段通り生活
するだけで、体幹が鍛えられ、
カラダが引き締まる!?



基礎代謝量上がることで
脂肪を燃焼!



**体幹を整えて、
身体の内部からリセット!
男性がメロメロに
なってしまう、
モテモテボディをゲット!!**

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

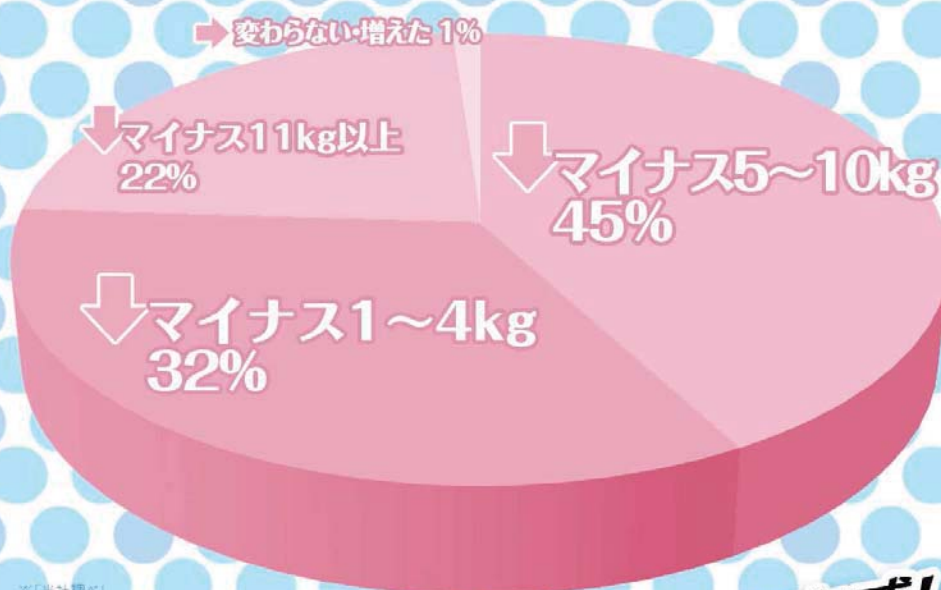


※効果の感じ方には個人差があります。
効果効能を保証するものではありません。



1カ月着た時の体重変化

1カ月着た時の体重は
どのくらい変化しましたか?



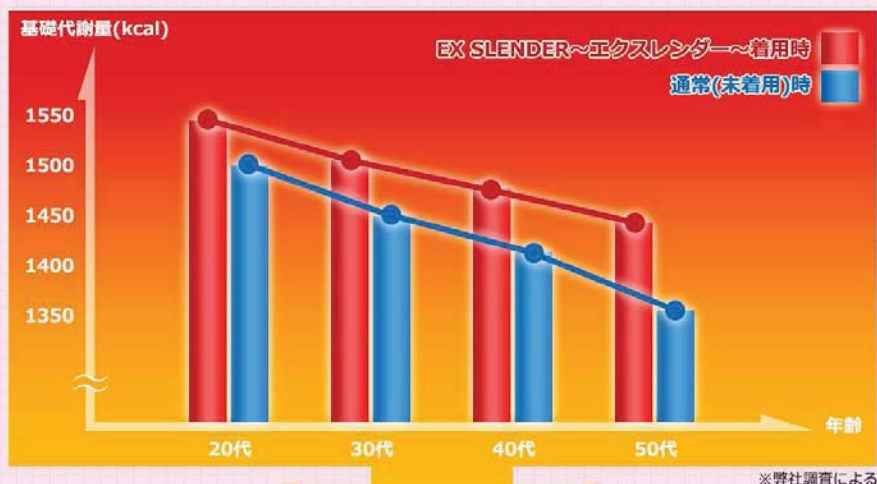
※[当社調べ]

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

実際に、**99%**の方が効果を実感!

安全効果測定試験での驚愕の 実証データがこちらです。

年代別基礎代謝量の比較



**着用時するにつれて、
体幹トレーニング効果で
基礎代謝量も上がり、
脂肪が燃焼しやすいカラダに！**

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

EX SLENDER～エクスレンダー～は、人間の体を徹底分析し開発!

エクスレンダーは、人間の**体幹の位置と加圧の関係**を徹底分析! 普段のインナーをエクスレンダーに**着替えるだけで**体幹を**自然に刺激し、適切な圧力**をかけ鍛えることが可能です。



加圧構造、カップの位置、首周りのデザインなど研究に研究を重ねて開発されたのが、お着替えダイエットのエクスレンダーなのです!



スタイルの良い芸能人やモデルがこぞって行う加圧トレーニング。加圧の力により血流が制限されることで、少ない力で大きなトレーニング効果を得られます。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

3. お腹引き締め効果 //



だらしないお腹になってしまう原因は、お腹に脂肪がついているのと、姿勢が悪くなっているから。体幹が鍛えられると筋肉量が増えることで基礎代謝がよくなり、お腹の脂肪を燃焼することが可能。さらに、体幹が鍛えられると姿勢が自然と、モデルみたいに良くなります。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

4. 脂肪燃焼効果 //



体幹を鍛え、筋肉量が増えることにより基礎代謝があがり、普段と同じ生活をしていてもよりカロリーが消費されるように。着ているだけで痩せやすい体になります。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

5. 姿勢矯正効果 //



体幹が鍛えられると、
姿勢が良くなります。
猫背や反り腰の悩みも解消。
また、姿勢が良くなることで
肩こりも解消されます。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

6. くびれ効果



インスタを見ていると、
水着できれいなくびれの
モデルや芸能人をよく
見かけますよね。
エクスレンダーを着て体幹を
鍛えることで姿勢が良くなり、
お腹の脂肪も燃焼し自然と
くびれができてきます。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

7. 肩こり腰痛解消効果



体幹を鍛えることで
姿勢が良くなり、
肩こり、腰痛も解消します。
デスクワークの方にも
オススメです。

※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事

業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

(課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額)

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合し

て実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （省略）

- 7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員

に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 （省略）

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

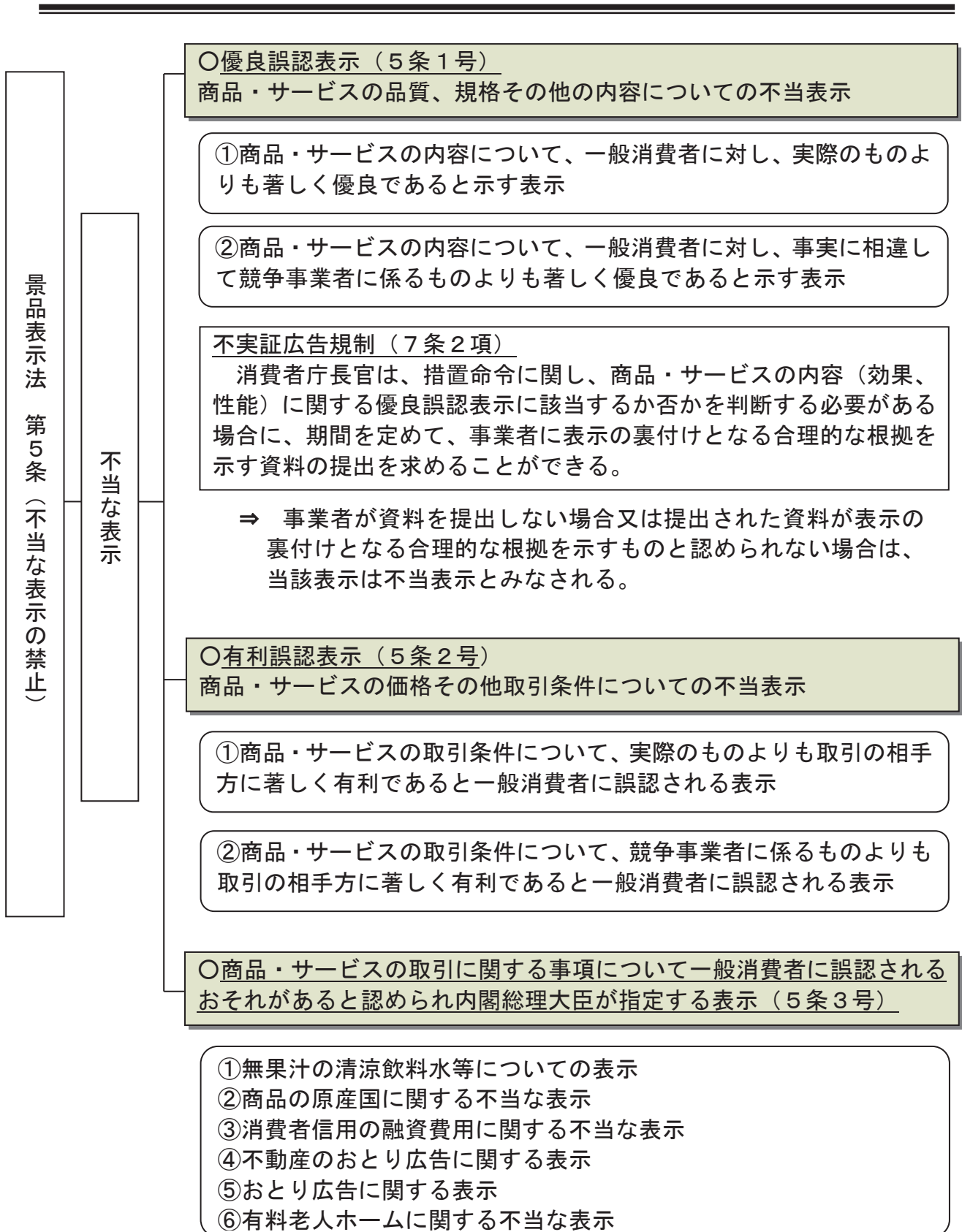
（都道府県が処理する事務）

第二十三条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第七条及び第二十九条第一項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第七条第一項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官（法第二十九条第一項の規定による権限について、法第三十二条第二項の規定により公正取引委員会、同条第三項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。）がその事態に適切かつ効率的に対処するために特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定により同項本文に規定する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

3 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・ **対象期間**：3年間を上限とする。
- ・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められないときは、課徴金を賦課しない。
- ・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が当該事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、**実施予定返金措置計画**を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、**実施予定返金措置計画**に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合
 返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1112号

平成30年10月5日

株式会社ギミックパターン

代表取締役 小川 三郎 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「エクスレグスリマー」と称する商品（以下「本件ストッキング」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、課徴金として金2387万円を平成31年5月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、

- (1) ギミックパターンが自己の供給する本件ストッキングの取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件ストッキングの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ギミックパターンは、自己の供給する本件ストッキングの取引に関し、本件ストッキングの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件ストック
ングである。

イ(ア) ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成28年9月1
日から平成29年12月20日までの間である。

(イ) ギミックパターンは、本件ストックングについて、前記1の課徴金対象行為を
やめた後そのやめた日から6月を経過する平成30年6月20日前の平成30
年4月11日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一
般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措
置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）
第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ギミックパターンが前
記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に本
件ストックングの取引をした日は、平成30年4月11日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、
平成28年9月1日から平成30年4月11日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件ストックングに係るギミックパ
ターンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218
号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、7億9
578万4161円である。

エ ギミックパターンは、本件ストックングについて、当該表示の裏付けとなる根拠資
料を十分に確認することなく、また、「通常価格」と称する価額により販売された実
績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課
徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8
条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当
の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ギミックパターンが国庫に納付しなければならない課徴金
の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件ストックングの売上額
に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の
端数を切り捨てて算出した2387万円である。

よって、ギミックパターンに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり
命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第
1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることが

できる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

1 東京都知事が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、東京都渋谷区神宮前二丁目31番21号ヴィアレット原宿202に本店を置き、靴下、下着等の販売業を営む事業者である。
- (2) ギミックパターンは、「エクスレッグスリマー」と称する商品（以下「本件ストッキング」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ギミックパターンは、本件ストッキングに係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) ギミックパターンは、本件ストッキングを一般消費者に販売するに当たり、平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ストッキングを着用するだけで、容易に著しく脚が細くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 東京都知事は、前記(ア)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- イ(イ) ギミックパターンは、本件ストッキングを一般消費者に販売するに当たり、平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり、実際の販売価格を上回る「通常価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該ウェブサイトにおける通常の実売価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。
 - (イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、ギミックパターンが任意に設定したものであって、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。

2 消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

消費者庁長官は、前記1(4)ア(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

表示内容 (別添)

- ・ 「履くだけでこの変化！」と記載し、人の脚部を比較した画像を掲載
- ・ 「必要なのは着けて寝るだけ！脚がどんどん細くなる魔法のストッキング！コンプレックスを解消した女性からの『ありがとう』が止まりません！簡単本格脚やせなら『エクスレッグスリマー』すれ違いざまに男性に振り向かれる！ほっそりカモシカ脚を楽々ゲット！」
- ・ 「このストッキングをつけて寝るだけでカラダが激変！！脂肪燃焼して、ほっそり脚をしっかりキープ 必要なのは女性であること、ただそれだけ。余分な脂肪は加圧効果で完全燃焼！桐谷〇玲のようなスラッとしたモデル脚があなたのものに！男性を虜にってしまうモテモテの極上美脚をゲット！！」
- ・ 人の脚部を比較した画像を掲載し、「エクスレッグスリマーっていうの履いて寝てただけで1週間で脚めっちゃ細くなったw 超簡単w」と記載
- ・ 「脚が太くて悩んでいたKさんの場合(19歳)」と記載し、「毎日履いて寝るだけで... この変化！」と記載した上で、人の脚部を比較した画像を掲載
- ・ 「1カ月履いた時の太ももサイズ変化 脚が細くなった実感度は？
 マイナス1～3センチ 11%
 マイナス4～6センチ 39%
 マイナス7～10センチ 35%
 マイナス11センチ以上 13%
 変化なし 2%
 実に・・・5センチ以上脚を細くすることに成功！」
- ・ 「エクスレッグスリマーは、脚のつぼを刺激し、血流アップ、脂肪燃焼をするように徹底的に研究！」
- ・ 「1. 加圧脂肪燃焼効果！
 独自開発の特殊構造が脚を加圧し、脂肪燃焼します。履いているだけでモデル脚に近づけます。
 2. 老廃物排出効果
 脚のリンパ節を刺激し、老廃物を排出することで、脚を細くします。
 3. むくみ・セルライト解消効果！
 加圧効果により血液の流れもよくなることでむくみ・セルライトも解消されます。」

表示内容 (別添)
• 5着セット+1着プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円 (税別)
• 3着セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円 (税別)
• 1着のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円 (税別)

消表対第1113号

平成30年10月5日

株式会社ギミックパターン

代表取締役 小川 三郎 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「エクスグラマー」と称する商品（以下「本件ブラジャー」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、課徴金として金892万円を平成31年5月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、

- (1) ギミックパターンが自己の供給する本件ブラジャーの取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件ブラジャーの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ギミックパターンは、自己の供給する本件ブラジャーの取引に関し、本件ブラジャーの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件ブラジャーである。
- イ(ア) ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間である。
- (イ) ギミックパターンは、本件ブラジャーについて、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する平成30年6月20日前の平成30年4月11日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に本件ブラジャーの取引をした日は、平成30年4月11日である。
- (ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成28年9月1日から平成30年4月11日までの間である。
- ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件ブラジャーに係るギミックパターンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、2億9735万164円である。
- エ ギミックパターンは、本件ブラジャーについて、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、また、「通常価格」と称する価額により販売された実績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。
- (2) 前記(1)の事実によれば、ギミックパターンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件ブラジャーの売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した892万円である。

よって、ギミックパターンに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることが

できる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

1 東京都知事が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、東京都渋谷区神宮前二丁目31番21号ヴィアレット原宿202に本店を置き、靴下、下着等の販売業を営む事業者である。
- (2) ギミックパターンは、「エクスグラマー」と称する商品（以下「本件ブラジャー」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ギミックパターンは、本件ブラジャーに係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) ギミックパターンは、本件ブラジャーを一般消費者に販売するに当たり、平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ブラジャーを着用するだけで、容易に著しい豊胸効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 東京都知事は、前記(ア)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- イ(イ) ギミックパターンは、本件ブラジャーを一般消費者に販売するに当たり、平成28年9月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり、実際の販売価格を上回る「通常価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該ウェブサイトにおける通常の実売価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。
 - (イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、ギミックパターンが任意に設定したものであって当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。

2 消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

消費者庁長官は、前記1(4)ア(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

表示内容 (別添)

- ・ 「必要なのは着けて寝るだけ！バストがぐんぐん大きくなる魔法ブラ！コンプレックスを解消した女性からの『ありがとう』が止まりません！簡単本格バストケアなら『エクスグラマー』男性から好かれるふっくらおわん型バストへ」
- ・ 「このナイトブラをつけて寝るだけでカラダが大変身！！『集めて→寄せて』しっかりキープ 必要なのは女性であること、ただそれだけ。体の余分な脂肪も勝手にバストに！くっきり谷間、ふっくら下乳、ツンと上を向いたハリのあるバストがあなたのものに！サイズ・形・やわらかさ 男性を虜にしてしまうモテモテの極上のマッシュマロおっぱいへ！」
- ・ 「胸が小さくて悩んでいたTさんの場合（22歳・Aカップ→Dカップ）」と記載し、「毎日つけて寝るだけで... 1週間後、胸がきつくなってきた！2週間後、下着屋に行くと1カップアップしてた！1か月後、Aカップ→Cカップに！2か月後、Dカップに！」と記載
- ・ 「1か月つけた時のカップ数アップ結果 カップ数アップ実感度は？
 - ↑1カップUP 15%
 - ↑2カップUP 33%
 - ↑3カップUP 32%
 - ↑4カップ以上 13%
 - 変化なし 2%
 実に・・・80%以上の方が2カップ以上アップすることに成功！」
- ・ 「6. 豊乳をもたらす5つのツボを寝ている間に刺激！
 - ① 湧腋（えんえき）

脇の下、バストトップから脇側に10cmのところであり、血流を促進させ体温を上昇し、体を温めバストが育ちやすい環境を整えます。
 - ② 乳根（にゅうこん）

バストトップから指2本分下であり、女性魅力成分、リンパの流れを活性化します。
 - ③ 中府（ちゅうふ）

鎖骨の端から指2本分下であり、リンパの流れを活性化、老廃物を排泄します。
 - ④ 壇中（だんちゅう）

両胸の中間にあり、女性魅力成分を活性化し美肌効果もあります。
 - ⑤ 天溪（てんけい）

両胸のわき、バストトップと同じ高さであり、乳腺を発達させバストをふんわりアップします。」

表示内容 (別添)
・ 5枚セット+1枚プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円 (税別)
・ 3枚セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円 (税別)
・ 1枚のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円 (税別)

消表対第1114号

平成30年10月5日

株式会社ギミックパターン

代表取締役 小川 三郎 殿

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「エクスレーヴ」と称する商品（以下「本件ショーツ」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、課徴金として金2892万円を平成31年5月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、

- (1) ギミックパターンが自己の供給する本件ショーツの取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件ショーツの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ギミックパターンは、自己の供給する本件ショーツの取引に関し、本件ショーツの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件ショーツである。

イ(ア) ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成29年2月1日から平成29年12月20日までの間である。

(イ) ギミックパターンは、本件ショーツについて、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する平成30年6月20日前の平成30年4月11日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に本件ショーツの取引をした日は、平成30年4月11日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成29年2月1日から平成30年4月11日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件ショーツに係るギミックパターンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、9億6428万8440円である。

エ ギミックパターンは、本件ショーツについて、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、また、「通常価格」と称する価額により販売された実績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ギミックパターンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件ショーツの売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した2892万円である。

よって、ギミックパターンに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることが

できる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

1 東京都知事が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、東京都渋谷区神宮前二丁目31番21号ヴィアレット原宿202に本店を置き、靴下、下着等の販売業を営む事業者である。
- (2) ギミックパターンは、「エクスレーヴ」と称する商品（以下「本件ショーツ」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ギミックパターンは、本件ショーツに係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) ギミックパターンは、本件ショーツを一般消費者に販売するに当たり、平成29年2月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ショーツを着用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 東京都知事は、前記(ア)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
- イ(イ) ギミックパターンは、本件ショーツを一般消費者に販売するに当たり、平成29年2月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり、実際の販売価格を上回る「通常価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該ウェブサイトにおける通常の実売価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。
 - (イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、ギミックパターンが任意に設定したものであって、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。

2 消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

消費者庁長官は、前記1(4)ア(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

別表 1

表示内容 (別添)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「着けて寝るのが新習慣！お腹を『スッキリ』に導く魔法の骨盤ショーツ！ズン胴体型、幼児体系を解消した女性からの『ありがとう』が止まりません！簡単本格くびれ痩せなら『エクスレーヴ』。どんなシチュエーションでも男性から愛される！ ボンキュッボンのくびれを楽々ゲット♪」 ・ 「これを履いて、普段通り生活するだけで、カラダが激変！？ゆがんだ骨盤を整えて、身体の内部からリセット！！男性がメロメロになってしまう、モテモテボディをゲット！！」 ・ 人の脚部を比較した画像を掲載し、「この骨盤ショーツ2週間履いてたら、体がすっきりしたんだけどw やばくない？ 超簡単w」と記載 ・ 「1カ月履いた時の体重変化 1カ月履いて、体重はどのくらい変化しましたか？ ↓5～10kg 42% ↓1～4kg 34% ↓11kg以上 22% →変わらない・増えた 2% 実に、98%の方が効果を実感！」 ・ 「エクスレーヴは、人間の骨盤の位置と加圧の関係を徹底分析！骨盤を正しい位置に戻すように適切な圧力をかけることが可能です。」 ・ 「2. 脚痩せケア 脚が太くなってしまう原因は、下半身のめぐりがよくないから。骨盤が正しい位置に戻ると下半身のめぐりが良くなり、脚にたまった不要なおデブ成分や無駄な成分も体外へ排出されます。」 ・ 「3. ぽかぽかケア 骨盤がケアされることにより、基礎代謝があがり、普段と同じ生活をしていてもよりカロリーが消費されるように。履き続けることでキュッとしやすい体になります。」

別表 2

表示内容 (別添)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5着セット+1着プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円 (税別) ・ 3着セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円 (税別) ・ 1着のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円 (税別)

消表対第1115号
平成30年10月5日

株式会社ギミックパターン
代表取締役 小川 三郎 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「エクスレンダー」と称する商品（以下「本件ブラ付きタンクトップ」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、課徴金として金2309万円を平成31年5月7日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、

- (1) ギミックパターンが自己の供給する本件ブラ付きタンクトップの取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件ブラ付きタンクトップの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものである。
- (2) ギミックパターンは、自己の供給する本件ブラ付きタンクトップの取引に関し、本件ブラ付きタンクトップの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の表示をしていた行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件ブラ付きタンクトップである。

イ(ア) ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成29年8月1日から平成29年12月20日までの間である。

(イ) ギミックパターンは、本件ブラ付きタンクトップについて、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する平成30年6月20日前の平成30年4月11日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、ギミックパターンが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に本件ブラ付きタンクトップの取引をした日は、平成30年4月11日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成29年8月1日から平成30年4月11日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件ブラ付きタンクトップに係るギミックパターンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、7億6990万2060円である。

エ ギミックパターンは、本件ブラ付きタンクトップについて、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、また、「通常価格」と称する価額により販売された実績がないことを認識した上で、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、ギミックパターンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件ブラ付きタンクトップの売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した2309万円である。

よって、ギミックパターンに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることが

できる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

1 東京都知事が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 株式会社ギミックパターン（以下「ギミックパターン」という。）は、東京都渋谷区神宮前二丁目31番21号ヴィアレット原宿202に本店を置き、靴下、下着等の販売業を営む事業者である。
- (2) ギミックパターンは、「エクスレンダー」と称する商品（以下「本件ブラ付きタンクトップ」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- (3) ギミックパターンは、本件ブラ付きタンクトップに係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) ギミックパターンは、本件ブラ付きタンクトップを一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件ブラ付きタンクトップを着用するだけで、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 東京都知事は、前記(ア)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に当該資料を提出しなかった。
 - イ(イ) ギミックパターンは、本件ブラ付きタンクトップを一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月1日から平成29年12月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり、実際の販売価格を上回る「通常価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、当該ウェブサイトにおける通常の実売価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。
 - (イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、ギミックパターンが任意に設定したものであって、当該ウェブサイトにおいて販売された実績のないものであった。

2 消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

消費者庁長官は、前記1(4)ア(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、ギミックパターンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ギミックパターンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

表示内容 (別添)

- ・ 「着ただけでこの変化！？ブヨブヨでだらしないお腹だった私。けど、これを毎日普段のインナーから『お着替え』しただけでキュッと引き締められました！」
- ・ 「これを着て、普段通り生活するだけで、体幹が鍛えられ、カラダが引き締まる！？基礎代謝が上がることで脂肪を燃焼！体幹を整えて、身体の内部からリセット！男性がメロメロになってしまう、モテモテボディをゲット！！」
- ・ 「ネットで見つけたこのブラトップ下着代わりに2週間着ただけで、6キロ体重落ちただけw やばくない？ 超簡単w」
- ・ 「1カ月着た時の体重変化 1カ月着た時の体重はどのくらい変化しましたか？
 ↓マイナス5～10kg 45%
 ↓マイナス1～4kg 32%
 ↓マイナス11kg以上 22%
 →変わらない・増えた 1%
 実に、99%の方が効果を実感！」
- ・ 「安全効果測定試験での驚愕の実証データがこちらです。」と記載し、「年代別基礎代謝量の比較」というグラフを掲載した上で、「着用時するにつれて、体幹トレーニング効果で基礎代謝量も上がり、脂肪が燃焼しやすいカラダに！」と記載
- ・ 「エクスレンダーは、人間の体幹の位置と加圧の関係を徹底分析！普段のインナーをエクスレンダーに替えるだけで体幹を自然に刺激し、適切な圧力をかけ鍛えることが可能です。」
- ・ 「3. お腹引き締め効果
 だらしないお腹になってしまう原因は、お腹に脂肪がついているのと、姿勢が悪くなっているから。体幹が鍛えられると筋肉量が増えることで基礎代謝がよくなり、お腹の脂肪を燃焼することが可能。さらに、体幹が鍛えられると姿勢が自然と、モデルみたいに良くなります。」
- ・ 「4. 脂肪燃焼効果
 体幹を鍛え、筋肉量が増えることにより基礎代謝があがり、普段と同じ生活をしていてもよりカロリーが消費されるように。着ているだけで痩せやすい体になります。」
- ・ 「6. くびれ効果
 インスタを見ていると、水着できれいなくびれのモデルや芸能人をよく見かけますよね。エクスレンダーを着て体幹を鍛えることで姿勢が良くなり、お腹の脂肪も燃焼し自然とくびれができてきます。」

表示内容 (別添)
• 5着セット+1着プレゼント+送料無料 通常価格99000円→特別価格19800円 (税別)
• 3着セットで送料無料 通常価格59400円→特別価格11880円 (税別)
• 1着のみ 送料800円 通常価格19800円→特別価格3960円 (税別)